

子育てサークル支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育てサークル支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域の子育てサークル間の交流の場として広域的な子育てネットワークを構築しようとする、ゆうゆうとっとり子育てネットワークの取り組みを支援することにより、安心して子育てができる環境づくりを促進することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、ゆうゆうとっとり子育てネットワークとする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、消耗品費、役員費（通信費、郵送料）、会議費、交通費、使用料、報償費、備品購入費その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第5条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期)

第6条 本補助金の交付申請は、毎年6月30日までに行われなければならない。

(実績報告の時期)

第7条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付対象事業の完了の日から30日以内に行われなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。